

はちじょう

4月

町の人口（3月1日現在）（先月1日比）

人 口	8,182人	減	7人
男	4,091人	減	5人
女	4,091人	減	2人
世帯数	4,561世帯	減	5世帯

2月中 の異動	転入ほか……	41人（うち出生 4人）
	転出ほか……	48人（うち死亡 9人）

各地域の人口・世帯数

	世帯数	男	女	人口計
三 根	2,099	1,914	1,851	3,765
大賀郷	1,529	1,335	1,367	2,702
檜 立	308	277	271	548
中之郷	402	378	393	771
末 吉	223	187	209	396

南原スポーツ公園野球場オープン！



目 次

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 2-6 ▶ 平成24年度施政方針 | 14 ▶ 住民係からのお知らせ／町長上京日記 |
| 7 ▶ 平成24年度一般会計予算額／会計別予算額 | 15 ▶ 環境だより |
| 8 ▶ 東日本大震災に関する取り組み | 16 ▶ 母子保健 ほか |
| 9 ▶ 平成24年度主な島内行事日程 ほか | 17 ▶ 教育委員会だより／コミュニティ掲示板 |
| 10 ▶ 税のお知らせ | 18 ▶ 図書館からのお知らせ／英会話教室 ほか |
| 11 ▶ 介護保険のお知らせ ほか | 19 ▶ おじゃれ11万人 ほか |
| 12 ▶ 国民年金 | 20-22 ▶ お知らせ掲示板 |
| 12 ▶ 国保だより／水道係からのお知らせ ほか | 23-25 ▶ 参加しませんか？ 募集しています ほか |

平成24年度施政方針

八丈町長 山下奉也

平成24年3月2日(金) 第一回八丈町議会定例会

【はじめに】

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災からまもなく1年になります。犠牲となられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、被災地の1日も早い復旧復興を願っております。

さて、昨年9月に八丈町長に就任してから約半年が経過いたしました。その間、八丈町議会をはじめ、町民の皆様には様々な場面で出会い、直接生の声を聞くことで、今後の町政に必要な手掛かりを掴むことができました。皆様から頂いた意見を町政に活かすため、町長として先頭に立ち鋭意取組んでまいります。

平成24年度は、昭和30年の町制施行以来の大事業となる、新庁舎の竣工を控え、八丈町にとって歴史的な年を迎えることになります。

また、4月には汚泥再生処理センターの供用開始、そして8月には、第5回全国離島交流中学生野球大会が八丈町で開催されることが決定しております。全国の離島から大勢の選手と関係者が来島を予定しており、この大会に向け全庁一体となり、そして町民の皆様の協力を仰ぎ、大成功に結び付けたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

日本経済は、東日本大震災の影響などにより、依然として厳しい状況にある中、緩やかに持ち直している状況ではありますが、島内を取り巻く環境は未だ厳しく、本町における税収などにも大きく影響が出ております。

八丈町の財政事情は厳しい状況のままですが、行財政改革を引き続き推進する一方、町民に必要な施策は、積極的に事業展開を図ることも必要であると考えております。

国は、社会保障・税の一体改革の実行を基本方針として定めるなど、国民生活にどのような影響をもたらすのかわからない不透明感がありますが、町民の皆様にとって、安心安全で住みやすい町づくりのため、今後も全力で取組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様の絶大なご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【予算編成】

国は地域主権改革の推進を掲げ、地方交付税の総額を増額しておりますが、昨年3月に発生した東日本大震災からの復旧復興のための財源確保にも努めております。また、東京都においても大幅な税収減が見込まれており、国や都の交付金等に依存している町財政は、厳しい状況が続くものと予測されます。

このような状況下ではありますが、自主財源の基礎となる町税の収納率の向上を図るとともに、基金等の限られた財源を有効に活用し、諸施策を進めてまいります。

平成24年度一般会計予算は80億2千万円、前年比9.1%の減となりましたが、投資的事業が29億円を占める大型予算として編成いたしました。

【主要施策】

【新庁舎および集会所建設】

昨年の東日本大震災のような大規模な災害発生時には防災拠点となり、平常時には町民の皆様の生活の拠点となる新庁舎および集会所の建設につきましては、平成24年度の完成に向けて工事を進めてまいります。

【IT推進】

今後さらに高度化する情報通信への対応や携帯電話の不感地域の解消のために、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

【生活排水処理】

汚泥再生処理センターの完成により、懸案であった浄化槽汚泥や、し尿を適正に処理して堆肥化することが出来るようになります。また、平成24年度から生活排水処理対策として合併処理浄化槽の普及を図るために、町設置型の合併処理浄化槽整備事業を開始いたします。

し尿および浄化槽汚泥の処理の際には、平成24年度より手数料を頂きますので、ご理解をお願いいたします。

【機構・組織】

徴収部門のさらなる強化と第5回全国離島交流中学生野球大会に向けた体制づくり、そして社会福祉士の配置により障害福祉への対応の充実を図ります。また、社会情勢を踏まえ特別職報酬の減額を実施します。

町民から信頼される人財の育成のため、多角的な研修メニューを積極的に取り入れ、多様化する行政課題に高い見識を持って対応できる職員の育成を図ってまいります。

【防災対応】

防災対策については、東日本大震災を教訓に既存の津波ハザードマップの見直しや、防災サインの設置を検討し、町民の防災意識の向上を図る上で、分かりやすい防災対策を実施してまいります。また、本年の防災訓練は、10月5日に大賀郷地域を対象として行います。

防災無線については、災害発生の際、瞬時に放送による周知が出来るよう、今後も万全の体制で対応してまいります。

災害時要援護者支援事業については、平成22年度から3カ年計画で進めてまいりましたが、平成24年度が最終年度であり、要援護者の災害時個別支援プランの作成を行います。また、東日本大震災被災者の方の受け入れを継続するとともに、避難されている被災者の皆様にきめ細やかな支援を実施いたします。

【納税】

町税については、収納率向上と滞納額圧縮を図るための実行力が求められていることを深く認識し、今後も速やかな滞納処分と適切な納税緩和措置など「新たな滞納者を出さない努力、滞納者を無くす努力」に励み、「税収の確保・納税秩序の維持」を目標に、引き続き滞納整理を実施して、さらなる徴収努力に努めてまいります。

【住民窓口】

本年7月施行の外国人登録に関する法改正に伴い、従来の外国人登録制度が廃止となり、在留管理制度へ変更となります。

外国人住民を住民基本台帳システムへ組み入れることで、外国人住民の利便性の向上および行政事務の合理化を図ります。

【環境衛生】

八丈町に合致した廃棄物処理方法を構築するために、廃棄物の発生および排出抑制のための普及啓蒙活動を引き続き実施いたします。

農業用ネットや漁網のクリーンセンター持ち込み可能化や発泡スチロールなどの拠点回収事業に取り組み、ゴミ減容化を図ります。また、東京都島嶼町村一部事務組合により、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場が10月から供用開始となります。

【国民健康保険・国民年金】

八丈町国保を取り巻く状況は、景気低迷による収入減および高齢者の増加による医療費増の影響を受け、極めて厳しい状況にあります。厳しい状況の中ではありますが、引き続き負担軽減や減免制度を実施するとともに、収納率向上に向けた取り組みによる収納増および生活習慣病予防に着目し、加入者の健康増進による医療費の減を図ってまいります。また、国民年金において、本年10月から3年間実施される「納付可能期間10年間延長」の周知徹底を図ります。

【児童福祉】

本年4月から「あおぞら保育園」において、0才児保育を新たに実施し、保育サービスの拡充を図ります。また、子ども家庭支援センターにおいて、子育てに対する不安や孤立感の解決および軽減に向けた取り組みとして、育児・家事の援助または養育に対する指導助言などを行う養育支援訪問事業を実施いたします。

【長寿医療制度】

「後期高齢者医療制度」については、平成25年度までは現行の広域連合による運営が継続されます。平成26年4月に新医療制度へ移行し現行の制度は廃止の予定ですが、いまだに国会への廃止法案提出がなされておられません。町民の皆様に対しては、制度移行に関し混乱が起きないように今後の情勢を見ながら、正確な情報を把握次第速やかに分かりやすく発信してまいります。

【高齢福祉】

高齢者が住みなれた地域で、安心安全に健康でいきいきと自立した生活が続けることが出来るよう、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動等を支援し、高齢者が元気で活気ある町にしていまいります。また、個々の対応としては認知症相談、虐待・苦情対応、緊急通報システム、成年後見制度に重点を置き支援を行います。

新たな取り組みとして高齢者の単身世帯を中心に緊急医療情報キットの配布を行います。

【介護保険】

介護サービスについては、第5期事業計画を基に在宅サービスの充実を図るため、保険料が増額となる見込みですが、本事業の円滑な運営のために、ご理解をお願いいたします。また、介護予防事業等を今後も引き続き行

い、生活機能評価、運動機能向上等を実施し、要支援・要介護状態になることを予防します。

新たな取り組みとして、在宅高齢者の拘縮緩和を主に心身の機能低下を防ぐことを目的としたマッサージ等の利用支援事業を行います。

【保健事業】

町民の健康を維持するため、健康教室、健康相談事業等引き続き実施するとともに、疾病予防・健康づくりのため実施しております健康診断と女性のがん検診については、多くの方に受診いただくよう重点的に取り組んでまいります。

島外医療機関に係る交通費補助金については、引き続き実施していくとともに、予防接種に関しても、子宮頸がんワクチンの無料接種の他、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン費用の一部助成を行ってまいります。

【温泉事業】

温泉施設に関しては、快適に利用していただくよう利用者のニーズに応え、健康増進、観光の目玉として適切に管理運営してまいります。

【土木事業】

国庫補助事業については、中道伊郷名線（通称防衛道路）の道路改良事業を継続して施行します。

市町村土木補助事業については、継続して、樫立中之郷線ほか、8路線を、道路改良事業として施行します。また、新規事業として、役場新庁舎から町立病院へ直接アクセスすることが出来る、宮の平九蔵金土線ほか2路線を、道路改良事業として施行します。その他、町道各路線の維持補修にも努め、地域住民の利便性、安全性、産業振興、および排水処理をも考慮しながら、道路整備事業に取り組めます。

【町営住宅】

町営住宅については、大賀郷地域において、平成24年度から2カ年にわたり、老朽化した原山団地の建て替え事業を実施します。建て替え後の住宅は、1棟12世帯分となり、高齢者の安全にも配慮したゆとりある構造の鉄筋コンクリート2階建てとします。また、既存住宅については、入居者の生活に支障をきたさぬよう、計画的な改修と維持管理に努めてまいります。

【農業振興】

農業振興の主要施策として、共撰共販体制の強化と産地化を進めるとともに、小規模農道や遊休農地対策に引き続き取り組めます。そのうえで、今後生産施設等の整備を充実させるために新たな事業計画を検討し、さらなる農業振興を推進いたします。また、新たな農業従事者の確保と育成を図るために「担い手研修センター」の第2期の研修生の募集を行い、積極的に新規参入者を受け入れます。ハード面では中之郷地域の農業用水を確保し、安定供給するためポンプ等の水利施設改修工事を実施いたします。

【林業関連事業】

林業事業については、病害虫対策事業として松くい虫、トビモンオオエダシャクの防除を引き続き実施するとともに、昨年より大発生しているカシノナガキクイムシによるスダジイ等の対応策を引き続き検討してまいります。

【その他事業】

ノヤギの捕獲事業については、生息状況調査について主に八丈富士を継続するとともに、三原山の捕獲にも着手してまいります。カラス対策にも、有害鳥獣駆除申請による積極的駆除を進めるとともに、生息状況調査も実施いたします。

【観光振興】

観光振興については、八丈島観光振興実行委員会の機能の充実のもとより、新規集客事業として、中野区と連携し地域に密着した情報発信による観光誘致事業を試行するとともに、インターネットを活用した効率的な集客事業を継続いたします。

島内の観光資源の整備については年度別計画を策定し、関係機関と連携して整備に着手してまいります。

【商工振興】

商工の振興については、既存のアンテナショップの効率の良い改善を図るとともに、新しい物産展にも積極的に参加して、地産品の宣伝および販売促進に努めてまいります。また、伝統工芸品である「黄八丈」につきましても、引き続き協力、支援を行いながら、さらには観光にも寄与できるように取り組んでまいります。

【水産業振興】

水産業の振興については、漁協施設の整備を図るとともに「つくり育てる漁業」として、シマアジの中間育成放流事業はもとより、フクトコブシは環境整備を引き続き実施し、今後の事業の方向性を検討してまいります。

離島漁業再生支援事業については、未利用魚・低価格魚の付加価値化を推進するため加工施設の整備を継続して行うとともに、販路拡大のために普及活動を積極的に展開します。

漁場における効率的な漁業操業を図るため、引き続きサメ被害防除対策にも取り組んでまいります。

【消防】

火災をはじめとする各種災害に備え、耐震性貯水槽の増設や設備の充実を図り、さらに大規模災害にも対応出来るよう各関係機関との連携を確固とし、組織力の強化に努めます。

【救急】

救急業務については、AED講習会をはじめとする救急講習会を定期的実施し、町民の救命意識の向上を図るとともに、救急救命士の養成および高度な救命処置の推進を図り、救命率の向上に努めてまいります。

【消防団】

減少傾向にある消防団員数の確保を第一とし、教育訓練の充実強化を図り、さらなる強力な組織づくりを目指します。

【火災予防】

住宅用火災警報器設置推進に向け、引き続き広報活動を実施してまいります。

【学校教育の充実】

学校教育では、子ども1人1人を大切にした指導を実践するとともに、基礎学力の向上を推進いたします。

学習環境改善の取り組みとして、町立小学校の普通教室に冷房機器を設置するほか、自然環境学習の一環として、富士中学校の校庭の一部を芝生化いたします。また、大賀郷小学校に特別支援学級を開設し、施設の整備を行います。

八丈方言を子どもたちに継承する取り組みとして、島言葉を知り、広める活動を学校教育の中で進めてまいります。平成24年度は新たに、研究指定校制度を導入し、方言学習を推進してまいります。

末吉小学校は平成25年4月三原小学校と統合します。保護者・地域の方との話し合いを引き続き行い、両校の児童にとってより良い教育環境を整えてまいります。

【学校給食】

学校給食では、食べることの楽しさや栄養バランスの大切さを教えるとともに、給食だより・食育通信を通して、子どもや家庭へ広く食育の推進をしてまいります。

また、献立に八丈島産の食材をより多く取り入れ、地産地消の推進と、安全でおいしい給食を提供してまいります。

給食費については、給食運営協議会において、適正な負担のあり方について協議してまいります。

【生涯学習と文化・スポーツの振興】

町民の皆様が学習や芸術・文化、スポーツに親しむ機会の充実や振興を図るため、各種団体の活動を支援するとともに、その活動の場となる公民館や図書館等の社会教育施設および体育施設の利便性の向上に取り組めます。

建設中の集会施設の運営方法については、公募や文化団体推薦の委員も含めた「集会施設運営協議会」(仮称)を立ち上げ、協議してまいります。

貴重な財産である文化財については、その保護や保存、調査に努めるとともに、公開を通して、文化財に親しむ機会を提供してまいります。

「島ことばを知り、伝える」活動を推進するために八丈方言講座を引き続き実施します。また、「島ことばかるた大会」など高齢者と他世代間の交流の場を積極的に計画してまいります。

本年8月に本町で実施する「国土交通大臣杯 第5回全国離島交流中学生野球大会」については、プロジェクトチームを立ち上げ取り組んでおりますが、今後も大会の成功に向け万全の体制で取り組んでまいります。

来年9月に開催される国民体育大会「スポーツ祭東京2013」高等学校軟式野球の競技会場となる、南原スポーツ公園野球場が3月で完成し、供用を開始いたします。大会の運営については東京都や関係団体と連携を図りながら取り組んでまいります。

サッカーやフットサル、野球などのスポーツ大会を通して、島内・島外の交流を図り、また、スポーツ施設を活用した観光の町づくりにも積極的に取り組んでまいります。

【公営企業全般】

水道、バス、病院各事業会計については、大変厳しい財政状況下にあります。さらなる企業努力を推進し、健全な運営を行ってまいります。

【水道事業】

本事業の使用水量については減少が続いておりますが、それらの動向を注視しながら、水道ビジョンを基に、給配水施設の統廃合の事業化に向けて検討を進めてまいります。

平成24年度に、地理情報システム（GIS）を新規に導入することで、より詳細な管路情報と給水情報を電子化し、一元的に管理運営してまいります。

工事については、坂下地区上水道事業、坂上地区簡易水道事業において、老朽管の敷設替工事を引き続き行っています。

配水施設については、生活道路である都道、町道の改修に伴い配水管の新設、改修工事を行います。

今後も、「町民が、安全で安心して飲める水の提供」、「安定供給の確保」に努めてまいります。

【一般旅客自動車運送事業（バス事業）】

貸切バスについては、関西地方からの利用等で増加傾向にあります。引き続き、観光の動向、島内のイベント等を考慮し、併せて、関西地方を含め島外への働きかけを行うとともに、観光振興実行委員会等各関係機関と協力しつつ、収益の確保に努めてまいります。また、路線バスは、町民の身近な交通手段であります。特に、高齢者や学生、観光客等の利用者への対応のためにも、最低限の交通利便の維持、確保は不可欠であります。今後、路線の系統について効率的な運行を検討し、引き続き、経営改善計画を進めてまいります。

【病院事業】

町立八丈病院は、地域に根ざし、町民が安心安全な生活をおくるために必要な医療を提供しておりますが、厳しい経済環境下での経営を余儀なくされております。

医療人材の確保も大きな課題となっております。平成24年度も東京都、日本医科大学付属病院、聖マリアンナ医科大学病院、杏林大学医学部付属病院等の協力をいただき、内科、外科、小児科、産婦人科の診療を実施し、町民の健康福祉の向上に寄与してまいります。また、12科の臨時専門診療の充実を図り、将来の人材確保のため奨学助成金制度を創設いたします。

平成24年度の施設整備については、分娩室・陣痛室・人工透析室のエアコン交換、リハビリ室改修を予定しております。その他にも、臨床化学自動分析装置、ガス滅菌装置など代替を実施し、医療環境の充実に努めてまいります。病院事業改善のため、経営診断を踏まえ、平成24年度は経営コンサルタントの指導も取り入れ、より良い病院を目指します。

離島の病院経営は大変厳しい財政状況にありますので、東京都にご支援を仰ぎながら、町立八丈病院の医療向上に努めてまいります。

【東京都施行事業】

東京都が事業主体である八丈町関連の事業について申し上げます。空港整備、港湾・漁港および都道の整備については、毎年着実に施行され、町民の皆様の安全や利便性の向上が図られており、平成24年度から2カ年計画で、底土港の新船客待合所の整備が予定されております。島の交通や産業を支える基盤施設の整備は八丈島の生命線であり、町民の暮らしと深く関わっておりますので、これらの事業の早期実現・完成に向け東京都へ働きかけてまいります。

【おわりに】

以上、平成24年度の主な施策の概要について、申し上げます。

平成24年度の各会計の予算額は、一般会計80億2千万円、特別会計25億8千万円、企業会計26億8千万円、合計で、約132億8千万円であり、前年度と比較いたしますと、予算総額で4.8%の減となりましたが、各種事業につきましては、引き続き積極的に施行してまいります。

これらの施策を、着実に遂行することで「住民が主役の町づくり」を目指し、町民の皆様とともに喜びを分かち合えるよう全力で取り組んでまいります。

ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

平成24年度一般会計予算額 80億2033万 1 千円

—前年度比 9.1%減—

歳 入 (単位：千円)			歳 出 (単位：千円)		
款	本 年 度 予算額(A)	本年度予算 構成費 %		本 年 度 予算額(A)	本年度予算 構成費 %
町税	923,401	11.5	人件費	1,157,520	14.4
地方譲与税	75,033	0.9	物件費	1,327,423	16.6
地方消費税交付金	93,533	1.2	維持補修費	193,132	2.4
自動車取得税交付金	42,242	0.5	扶助費	585,711	7.3
地方交付税	2,150,000	26.8	補助費など	678,459	8.5
分担金および負担金	78,232	1.0	普通建設事業費	2,915,961	36.3
使用料および手数料	186,089	2.3	補助事業費	354,700	4.4
国庫支出金	361,751	4.5	単独事業費	2,561,261	31.9
都支出金	1,903,880	23.7	公債費	698,312	8.7
繰入金	1,415,541	17.6	繰出金	419,482	5.2
諸収入	126,098	1.6	積立金	240	0.0
町債	647,100	8.1	その他	44,091	0.6
その他	17,431	0.3	災害復旧事業費	6	0.0
利子割交付金	4,711	0.1	投資および出資金	0	0.0
配当割交付金	2,296	0.0	貸付金	28,500	0.4
株式等譲渡所得割交付金	463	0.0	予備費	15,585	0.2
地方特例交付金	1,428	0.0			
交通安全対策特別交付金	4,000	0.1		8,020,331	100.0
財産収入	4,530	0.1			
寄附金	2	0.0			
繰越金	1	0.0			
	8,020,331	100.0			

平成24年度会計別予算額

各 会 計 予 算 状 況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A)－(B) (C)	増減率(C)/(B)%
一般会計	8,020,331	8,821,487	▲801,156	▲9.1
特別会計	2,582,739	2,344,169	238,570	10.2
用品会計	3,321	3,353	▲32	▲1.0
介護保険特別会計	835,309	819,388	15,921	1.9
後期高齢者医療特別会計	181,733	164,819	16,914	10.3
国民健康保険特別会計	1,361,926	1,356,609	5,317	0.4
浄化槽設置管理事業特別会計	200,450	—	200,450	皆増
公営企業会計	2,677,467	2,784,051	▲106,584	▲3.8
水道事業会計	762,373	814,907	▲52,534	▲6.4
一般旅客自動車運送事業会計	121,298	120,812	486	0.4
病院事業会計	1,793,796	1,848,332	▲54,536	▲3.0
合 計	13,280,537	13,949,707	▲669,170	▲4.8
一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A)－(B) (C)	増減率(C)/(B)%
国民健康保険特別会計	86,460	89,086	▲2,626	▲2.9
介護保険特別会計	135,891	139,424	▲3,533	▲2.5
後期高齢者医療特別会計	123,092	116,847	6,245	5.3
浄化槽設置管理事業特別会計	74,039	—	74,039	皆増
一般会計から公営企業会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A)－(B) (C)	増減率(C)/(B)%
水道事業会計	14,441	14,031	410	2.9
一般旅客自動車運送事業会計	20,000	20,000	0	0.0
病院事業会計	183,852	184,895	▲1,043	▲0.6

＝東日本大震災に関する八丈町の取り組みについて＝

詳しくは、八丈町ホームページで随時情報を更新しています。

○2月の主な取り組み

○被災者支援について

3月7日(水)、福島県より1世帯5名の方が来島しました。

※3月7日現在、10世帯30名の方が、被災地から来ています。

○大気中の放射線量測定について

・2月22日(水)、保育園と子供家庭支援センターにおいて、放射線量の測定を行いました。結果は下記のとおりです。

測定場所	地上1m	地上5cm
むつみ保育園	0.030 μ Sv/時間	0.030 μ Sv/時間
むつみ第二保育園	0.060 μ Sv/時間	0.062 μ Sv/時間
若草保育園	0.032 μ Sv/時間	0.032 μ Sv/時間
あおぞら保育園	0.034 μ Sv/時間	0.036 μ Sv/時間
子供家庭支援センター	0.060 μ Sv/時間	0.060 μ Sv/時間

(各場所とも5回測定を行った平均値)

・大賀郷小学校校庭での放射線量測定について(5回測定を行い、平均値をその日の値として記録)

◎測定日: 3月14日(水) 地上1m 0.02 μ Sv ・ 地上5cm 0.02 μ Sv

※測定結果については、ホームページに掲載しています。

○町施設節電状況について(対前年同月使用量比較)

削減率	本庁舎	保健福祉センター	コミュニティセンター	学校関連	公民館
4月	▲12.7%	▲18.9%	▲21.8%	▲19.6%	▲7.6%
5月	▲14.1%	▲23.6%	▲16.0%	▲6.6%	5.2%
6月	▲19.2%	▲17.0%	▲16.8%	▲8.8%	▲5.4%
7月	▲22.9%	▲16.4%	▲15.9%	▲18.2%	▲10.0%
8月	▲25.6%	▲28.4%	▲17.7%	▲16.8%	▲5.5%
9月	▲30.6%	▲23.7%	▲20.3%	▲18.4%	▲11.4%
10月	▲26.3%	▲13.6%	▲13.0%	▲11.8%	4.0%
11月	▲21.1%	▲19.9%	▲24.2%	▲10.9%	2.1%
12月	▲11.0%	▲3.8%	0.2%	▲13.6%	▲1.4%
1月	▲13.0%	0.5%	▲8.1%	▲6.7%	0.3%

■問い合わせ ■ 総務課庶務係 内線211

東日本大震災義援金活動 途中報告

皆さんからいただいた義援金は、随時日本赤十字社に送金しています。引き続き、皆さんのご協力をお願いします。なお、受け付け期間が延長されました。

義援金名	受付期間	義援金額	送金先
東日本大震災 義援金	平成23年3月14日から 平成24年9月28日まで	16,990,036円 (2月29日現在)	日本赤十字社

平成23年度 八丈町募金活動 実績報告

昨年1年間で皆さんからいただきました募金は下記のとおりです。集まった募金は各団体へ送金しました。皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

募金名	総額	送金先
赤十字社員増強運動	1,126,520円	日本赤十字社 東京都支部
赤い羽根共同募金運動	942,250円	社会福祉法人 東京都共同募金会

平成24年度主な島内行事日程

行 事			行 事		
4月	10日	八丈町事業説明会	10月	1日	海遊魚まつり（11月末迄の土日祝）
	11日	汚泥再生処理センター竣工式		5日	防災訓練（大賀郷地域）
	22日	敬老会（檜立・中之郷）		7日	町民体育大会（各地域）
	29日	中之郷自治会総会		19日	八丈町表彰式
5月	1日	トローリング大会 ～1/31	11月	26日	グラウンドゴルフ大会
	12日	ジギングトーナメント ～13日		3日	各小学校運動会
	26日	消防団夏季訓練・島じまん（竹芝）～27日		18日	福祉バザー
	27日	敬老会（三根）・富士中学校運動会		23日	末吉自治会総会
6月	3日	クリーンデー	12月	2日	高齢者演芸大会
	6日	第二回八丈町議会定例会（1日目）		5日	第四回八丈町議会定例会（1日目）
	21日	小笠原親善訪問 ～26日	1月	4日	消防出初式
7月	20日	にっぽん丸寄港		5日	成人祝賀式
	21日	ふじ丸寄港		13日	パブリックロードレース
	23日	夏まつり ～25日		19日	凧揚げ大会
8月	5日	サマーコンサート・八丈島浜遊び		20日	文化フェスティバル
	11日	納涼花火大会	2月	11日	檜立自治会総会
	28日	離島中学生野球大会 ～30日		16日	末吉小学校閉校式
9月	5日	第三回八丈町議会定例会（1日目）	3月	4日	第一回八丈町議会定例会（1日目）
	10日	自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い		16日	八丈島産業祭 ～17日
	16日	大賀郷中学校運動会・三原中学校体育祭		20日	フリージアまつり ～4/7
	17日	敬老会（大賀郷・末吉）	※上記の行事日程は予定であり、変更になる場合があります。		
	30日	中学校陸上記録会			

◇ 2月の主な会議 ◇

日	会 議 名	議 題 等
10日	課長連絡会議	八丈町営住宅条例改正（案）について ほか
13日	全員協議会	平成24年度事業計画について ほか
14日	特別職報酬等審議会	特別職の報酬について
14日	八丈町教育委員会第11回定例会	八丈町教育委員会の教育目標、基本方針および基本方針に基づく平成24年度の主要施策について ほか
20日	課長連絡会議	東日本大震災にかかる町の取り組みについて ほか
23日	八丈町農業委員会第11回総会	農地法第3条の規定による許可申請について ほか
23日	議会運営委員会	第一回八丈町議会定例会について
28日	青少年問題協議会	青少年関係事業実施報告
29日	総務文教委員協議会	八丈町第5期介護保険事業計画について

記事の訂正について（お詫び）

広報はちじょう 3月号において、町立八丈病院・保管現金亡失についての報告を掲載いたしましたが、「3. 事件への対応とその結果(2) 監査請求」の文中で、八丈町監査委員へ監査をお願いした日が平成23年6月2日になっていましたが、平成23年7月6日の誤りです。訂正しお詫びいたします。

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課税務係 内線221

固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋（土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋）の価格（評価額）をみることができます。

●縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 平成24年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※ ②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

【縦覧内容】

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

【注意事項】

- 縦覧帳簿には所有者の名前は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者の名前や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料

課税台帳の証明（税額は記載されません）の申請をすることができます。

●証明を申請できる方

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ●同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

■場 所■ 税務課税務係 固定資産税担当 内線224

■期 間■ 4月2日（月）～5月31日（木）※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

納め忘れはありませんか

平成23年度分の町税などが未納の方は、至急納付してください。納付書を紛失された場合は、再発行します。

皆さんに納めていただいている税金は、町民一人ひとりの生活のさまざまな場面で役立ち、安全で、豊かで便利な生活が送れるように社会を支えています。このまま税金の滞納が増えると町の事業や、皆さんへのサービスの低下につながります。

国保税を滞納している方には、保険証を返還してもらい、代わりに資格証明書を交付しています。この場合、医療費は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

納税についての相談は、早めに税務課までご連絡ください。

固定資産税課税明細書の送付

平成24年度固定資産税課税明細書は、納税通知書に同封して5月に送付します。ご自分の固定資産に相違がないか、ご確認ください。

町都民税・所得税の確定申告

平成23年分の町都民税、所得税の確定申告は、期限が過ぎています。まだ申告されていない方は、すみやかに申告を済ませてください。

介護保険のお知らせ

■お問い合わせ■ 健康課高齢福祉係 電話 2-5570

平成24年4月より介護保険第5期事業計画策定により事業内容の一部や月額保険料が変わります。詳しくは本紙折込みの八丈町介護保険第5期事業計画（ダイジェスト版）をご参照ください。

■介護保険の報酬が改定されました。

報酬改定に伴い平成24年4月からの介護サービス利用料が変更となることがあります。詳しくは利用中のサービス事業所または担当ケア・マネージャーにお問い合わせください。

■主な改定内容**・在宅サービス****【要介護サービス】**

訪問介護（訪問ヘルパー）…生活援助のサービス提供の時間区分の見直しなど

通所介護・認知症対応型通所介護（デイサービス）…サービス提供の時間区分の見直しなど

短期入所生活介護（ショートステイ）…介護福祉施設サービス費の改正に併せた見直しなど

【要支援サービス】

介護予防訪問系サービス、通所サービスの見直しなど

・施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）…要介護度別の報酬設定の見直しなど

■保険料の納め方について

介護保険の保険料は65歳以上の方が対象になります。（40歳以上65歳未満の方は加入している医療保険料に合算して納めていただいています。）

保険料の納め方には**特別徴収**と**普通徴収**の2種類があります。

※納付方法の選択は個人の希望ではできません。

■普通徴収とは

65歳以上の方（第1号被保険者）で、年金額が年間18万円未満の方や、年金の種別が老齢・退職共済・障害・遺族年金以外の方は、年8回に分けて納めていただきます。（毎年7月末が第1期で翌年2月末が第8期となります。）保険料の年額を8回に分けた金額が1回あたりの金額となります。納め方は八丈町から送られてくる納付書をお持ちになり金融機関等の窓口で納めていただく他、預金口座から自動的に引き落とす方法もあります。

■特別徴収とは

65歳以上の方（第1号被保険者）で、年額18万円以上の老齢・退職共済・障害・遺族年金を受給している方は、年金の支給月に年金額から天引きとなります。

納期は年6回で4・6・8月は、原則として前年度の2月に特別徴収で納付した額と同額を天引きし、10・12・翌2月は、その年度の介護保険料の総額（本算定額）から4～8月に天引きした額を差し引いた額を3期に分けて年金額から天引きいたします。

※ただし年金受給者であっても年度途中に年齢に達した方や、年度途中に所得税の申告などにより、介護保険料の所得段階に変更があった方は、普通徴収にて納付していただくことがあります。

後期高齢者医療保険からのお知らせ**平成24年度保険料について**

平成24年1月の広域連合議会において、平成24・25年度における保険料率および軽減措置が決定しました。詳しくは本紙折込みをご覧ください。

■問い合わせ■ 健康課高齢福祉係 電話 2-5570

国民年金

■住民課国保年金係 内線 236

■港年金事務所 電話 03-5401-3211

■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【国民年金保険料の納付】

平成24年4月分から平成25年3月分までの国民年金保険料は、月額14,980円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局で納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。保険料は、納付期限（翌月末日）までに納めましょう。

【国民年金保険料の前納額】

国民年金保険料をまとめて前払い（前納）すると、お安くなります。

●月々支払

1ヶ月分…14,980円 6ヶ月分…89,880円 1年分…179,760円

●前納（現金支払・クレジット納付）

1ヶ月分…適用無 6ヶ月分…89,150円 1年分…176,570円

●前納（口座振替）

1ヶ月分…14,930円 6ヶ月分…88,860円 1年分…175,990円

なお、ご利用には専用の納付書や所定の手続きが必要になります。年金手帳（基礎年金番号がわかるもの）、印鑑をご用意のうえ、住民課国保年金係までご相談ください。

退職（失業）による特例免除制度をご利用ください。

厚生年金に加入していた方が退職（失業）されると、町役場で国民年金の加入手続きを行い、月額14,980円（平成24年度の金額）の保険料を納めることになります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

特例免除制度は、退職（失業）した年度および翌年度に限り利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方の所得がそれぞれ基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、申請者本人の所得を除外して審査を行います。特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付して、住民課国保年金係へ提出してください。なお、学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

◎各種問い合わせ

●ねんきんダイヤル 0570-05-1165

※050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は、03-6700-1165

※受付時間 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ただし、月曜日（月曜日が祝日の場合火曜日）は午後7時まで受け付け

※土曜（第2土曜日を除く）・日曜・祝日はご利用いただけません

▶▶「ねんきん定期便」をお届けしています

日本年金機構では、21年度より、皆さんの保険料納付実績などを記載した「ねんきん定期便」を毎年誕生月に送付しています。受け取った際には、加入記録・記載内容を十分に確認し、訂正がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」に記入して、返送してください。

重要 水色の用紙の「年金加入記録回答票」が同封されている方は、「もれ」や「誤り」の有無にかかわらず回答していただく必要があります。同封の返信用封筒で、返送をお願いします。

▶▶ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ

○ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル 0570-058-555

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は、03-6700-1144

受付時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後8時、第2土曜日：午前9時～午後5時

※土曜（第2土曜日を除く）・日曜・祝日はご利用いただけません。また、「ねんきん特別便」に関する問い合わせも、この番号で引き続き受け付けています。

国保だより

■問い合わせ■ 住民課国保年金係 内線235

◎70以上75歳未満の方の自己負担割合が1割に据え置かれました

70以上75歳未満の方（※）の自己負担割合については、平成24年4月から2割に引き上げられることとなっていました。平成24年4月から25年3月末までの一年間、1割に据え置かれることとなりました。

※すでに3割をご負担頂いている方、障害認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となった方は除きます。

○新しい高齢受給者証は、3月に発送しましたのでご確認ください。

なお、古い高齢受給者証は、国保年金係または、各出張所にお返しください。

○高齢受給者証は、通常の一斉更新の都合上、有効期限が7月31日までとなっています。

就学のために転出される方へ ～学生の被保険者証の特例制度について～

就学のため転出される方に、今までの被保険者証がそのまま使用できる学生特例制度があります。該当される方は転出の手続きをする際、国保窓口に出してください。既に学生特例制度を受けている方で、昨年度に引き続き学生の方は、平成24年度分の在学証明書、または学生証のコピーを4月末日までに提出してください。また、卒業などで該当しなくなられた方は、非該当の届け出が必要となりますので国保年金係または各出張所で手続きをしてください。

◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆さん、納め忘れのないようご注意ください。

◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

合併処理浄化槽の普及促進に向けて

～住みよい暮らしと島の環境を守るために～

■問い合わせ■

企画財政課浄化槽推進係 内線307

◎八丈町浄化槽設置管理事業に関する浄化槽設置希望者募集について

広報3月号の折り込みで募集しました浄化槽設置希望について、随時受け付けをしておりますので、設置を希望される方もしくは、「町設置型浄化槽整備事業」の詳細について説明をご希望の方は、企画財政課浄化槽推進係までお問い合わせください。

水道係からのお知らせ

■問い合わせ■ 企業課水道係 内線315・316

●「水道使用異動届」・「給水装置所有者変更届」の提出が必要です！！

①八丈町に転入する時や、八丈町から転出する時、島内での転居の際には「水道使用異動届」を提出して下さい。

②水道を半年以上お使いになる予定のない場合は、基本料金のかからなくなる休止手続きが可能です。ただし一度使用休止されると半年間は水道を再開栓できなくなりますのでご注意ください。

③水道には実際に使用される使用者、支払者名義のほか、水道の権利を有する所有者（管理人や貸家の大家など）を変更することも可能です。変更される場合は、「給水装置所有者変更届」の手続きが必要になります。

※「水道使用異動届」、「給水装置所有者変更届」の手続きは、印鑑をお持ちになって町企業課水道係か、もしくは各出張所で行ってください。なお「給水装置所有者変更届」の場合は、相手方の印鑑が必要となる場合もあります。詳しくは企業課水道係までお問い合わせください。

●水道メーター器の周りはきれいに！！

水道メーター器の周りに物などが置かれているとメーター器が見えづらくなる場合があります。メーター器周辺はきれいに保って検針がスムーズに行えるようご協力ください。

●水道料金のお支払いは口座振替が便利です！！

毎月お支払いいただく水道使用料は、便利な口座振替をご利用下さい。手続きは、金融機関（七島信用組合・みずほ銀行・ゆうちょ銀行）または、町企業課水道係、各出張所にある「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入し、金融機関にて直接お申込みください。

住民係からのお知らせ

八丈町にお住まいの外国人の方へ

平成24年7月9日から、新たな在留管理制度の導入と住民基本台帳法の改正により、外国人の方に関する登録制度が変わります。

★主な変更点

●外国人登録法が廃止され、外国人住民の方にも住民票が作成されます。

平成24年7月9日に従来の外国人登録が廃止され、外国人住民の方も住民基本台帳法の対象となります。このため、外国人住民の方も住民票が作成されることになります。

住民票の作成対象になる方は、原則として適法に3ヶ月を超えて在留する外国人の方（「中長期在留者」といいます。）や特別永住者の方などです。

※従来の制度と異なり、観光目的等で短期間滞在される方や、不法滞在者は住民票の作成対象になりません。

●平成24年5月以降に、住民票の対象になる方へ「仮住民票」を通知します。

仮住民票とは、平成24年7月9日に住民票の基となるものです。郵便により通知しますので、内容をご確認ください。また、仮住民票は外国人登録の情報を基に作成されます。制度が変わるまで、外国人登録の手続きを正しく行ってください。

●「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

新しい制度が始まると、従来の「外国人登録証明書」に代わり、中長期在留者の方には「在留カード」が交付されます。また、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。

※「外国人登録証明書」は、新制度施行後も引き続き有効ですので、すぐに切替の手続きをする必要はありません。

「在留カード」・・・中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴い、地方入国管理局の窓口などで交付されます。

「特別永住者証明書」・・・特別永住者に対し、従来どおり住民課住民係窓口で交付されます。

詳しくは下記法務省HPをご参照いただくか、法務省入国管理局・外国人在留総合インフォメーションセンター（TEL03-5796-7112）にお問い合わせください。

※法務省HP「新たな在留管理制度がスタート」(http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1)

■問い合わせ■ 住民課住民係 内線237・238

町長上京日記 2月



1日～2日

- ANA822便で上京
- 国土審議会第7回離島振興対策分科会
- 自由民主党離島振興特別委員会との意見交換会
- ANA821便で帰島

15日～17日

- ANA822便で上京
- 東京都町村会役員会
- 東京都町村長会議
- 東京都町村自治功労者表彰伝達式
- 東京都町村会創立90周年記念講演会
- 東京都町村会意見交換会
- 東京都島嶼町村一部事務組合組織団体長会議
- 東京都島嶼町村長会議
- 東京都島嶼町村会、同議長会合同会議
- 東京都土地改良事業団体連合会通常総会
- 国土交通省・水産庁への要望活動
- ANA829便で帰島

21日～25日

- ANA822便で上京
- 東京海区漁業調整委員会委員辞令交付
- 東京海区漁業調整委員会
- 東京都議会自由民主党新春のつどい
- 全国離島振興協議会正副会長会議
- 全国離島振興協議会理事会
- (財)日本離島センター理事会
- 離島振興法改正・延長実現総決起大会
- 離島振興法改正・延長実現要望活動
- 東京都島嶼地域最終処分場対策委員会
- 東京都島嶼町村一部事務組合定例会
- (財)東京都島しょ振興公社理事会
- 伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会
- 「島じまん2012」実行委員会
- 東京都町村会役員会
- 東京都町村長会議
- 赤枝会との打合せ
- ANA829便で帰島

環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 内線233・234

●家電リサイクル料金の運搬費等の価格が上がりました

4月1日より海上運搬に係る燃料調整金の改定により、家電リサイクル料金の運搬費等が上がりました。詳しくは、折り込みチラシをご覧ください。

●一般廃棄物処理手数料は納めましたか？

八丈町では事業所が事業活動に伴う一般廃棄物の減量などを目的に1kgにつき4円の一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）を納付することになっています。まだ平成23年度の清掃手数料を納めていない事業者は、すみやかに納付をお願いします。納付書を紛失した方は環境係へご連絡ください。

また、ごみの排出量の増減があった事業者や、新たに事業を始められた事業者は、「廃棄物等処理申出書」を提出してください。（「廃棄物等処理申出書」は環境係までお問い合わせください。）

●ヤンバルトサカヤスデ対策

ヤスデの移動がまだ見られる地域があることから、平成24年度においても4月より来年3月まで、家屋への侵入防止のための薬剤（コイレット・3kg入）の引換券または助成券を配付します。ただし、自然環境を考慮し乱用防止のため、引換券または助成券は発券より1ヶ月経過しなければ、配布しません。また、薬剤は家屋の周囲に散布し、侵入防止を目的としています。畑など他の場所に散布しないでください。大賀郷地域にお住まいの方は住民課環境係、他の地域にお住まいの方は各出張所にて引換券または助成券を受け取り、農協の各店および伊勢崎富次朗商店で薬剤と引き換え、またはご購入ください。詳しくは、八丈町ホームページをご覧ください。

●使い捨てライターを廃棄する場合は・・・

使い捨てライターによる火遊びが原因と思われる火災死亡事故が発生しました。また、昨年9月に法改正がなされ、チャイルドレジスタンス機能のないライターが販売禁止となりました。

使い捨てライターを廃棄する場合は、ガス抜きをしてからライターのみを袋に入れ「氏名」及び「ライター」と記入して、『金属ごみ』の収集日に出してください。ガス抜きが不完全な場合、爆発等の危険性がありますので、ご協力をお願いします。

●3R（スリーアール）＜ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードです＞

「3R」とは、「リデュース」「リユース」「リサイクル」の頭文字をとったものです。

今月号では、「3R」のまとめの説明です。

1月から「R」について説明しましたが、「3R」の実践には順序があります。まず一番目に、「リデュース（減らす）」という考えを持ち、次に「リユース（再使用）」を実践する、そして使えなくなったら原材料として「リサイクル（再資源化）」する、最後に再資源化できないものは、ごみとして処理をする、という順序で取り組めば、ごみの減量化を図ることができます。

♣シリーズ・ワンポイント「管理型最終処分場」♣

第40回 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場建設工事内容（その18）

＜浸出水処理施設・管理施設＞

浸出水処理施設は、埋立地から排出される浸出水の処理施設と、場内の管理をする管理施設を備えています。浸出水の処理施設には、生物処理や凝集沈殿処理等の処理工程ごとに水槽が設置され、さらにキレート吸着や活性炭吸着等の高度処理に用いる吸着塔が設置されます。管理施設は、浸出水の処理水量や水質を監視する中央操作室や、廃棄物の搬入量を計量するトラックスケール等が設置されます。また、管理施設には処分場について学習できる環境学習コーナーを設ける予定です。



図 管理型最終処分場 完成イメージ

母子保健

■問い合わせ・申し込み■ 健康課保健係 電話 2-5570

今月の健康診査

会場 保健福祉センター

※健診の対象者には個別通知します

3-4か月乳児・産婦健康診査……………4月24日（火） 午後1時15分～1時45分受付

○対象 平成23年11月22日～平成24年1月24日生まれの乳児とその産婦

1歳6か月児健康診査……………4月17日（火） 午後1時15分～1時45分受付

○対象 平成22年8月1日～平成22年10月17日生まれの幼児

4歳児歯科健康診査……………4月27日（金） 午前9時15分～10時00分受付

○対象 平成20年1月25日～平成20年4月27日生まれの幼児



こども心理相談

（要電話予約） 会場：保健福祉センター

4月17日（火） 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6か月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談

（要電話予約） 会場：保健福祉センター

4月18日（水） 午前9時30分～11時30分

日頃の子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

両親学級

（要予約） 会場：保健福祉センター

日時：下記4回コースで行います。

新しい命を迎える準備をしましょう。お母さんの体調が良い時にいらして下さい。お父さんも歓迎します。

- | | | |
|-----|---------------------|----------------------------------|
| 1回目 | 4月6日（金）午後1：30～3：30 | 妊娠中の生活（生活の工夫、歯の健康） |
| 2回目 | 4月13日（金）午後1：30～3：30 | お母さんと赤ちゃんの栄養 |
| 3回目 | 4月19日（木）午後1：30～3：30 | お産を迎える準備（お産の進み方、呼吸法） |
| 4回目 | 4月26日（木）午後1：30～3：30 | 赤ちゃんの健康（健診・病気について、沐浴）
マタニティ体操 |

子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前8時45分～午後5時
（土・日・祝日はお休みです）

♥交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時20分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください！

- 4月4日（水） 親子で遊ぼう
11日（水） 八丈島産・魚について
18日（水） 製作・壁面装飾
25日（水） 製作・鯉のぼり

♥そのほかの催し

- 4月10日（火） おりがみ遊び 午前10時30分～11時
27日（金） 絵本＆紙芝居 午前10時30分～11時

※ ほのぼの健康相談は随時受け付けています

♥就学前のお子さんの身体測定 16日（月）～20日（金）

- ※水曜日は催し時間以外になります
※母子健康手帳を持参してください

♥ファミリーサポートについて

おおむね生後6か月から10歳未満の育児の援助を行っています。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300 / 2-2788

定期予防接種のお知らせ

DPT三種混合集団接種（I期）

■日時 4月10日（火）
午後3時～3時30分

予約制予防接種

■日時 4月11日（水）・25日（水）
午後2時30分～3時

※できるだけ午後2時30分に受け付けをお願いします。

※都合により町の集団接種（BCG・ポリオを除く）を受けられない方は、予約制で接種を受けましょう。受付締切は接種希望日の1週間前です。

□場所 町立八丈病院小児科

■予約受付・問い合わせ■

健康課保健係 電話 2-5570

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2-0797

■特別支援学級を新設します。

平成24年4月より、大賀郷小学校に特別支援学級を新設します。これからも特別支援教育の充実を図ってまいりますので、保護者のみなさんのご理解、ご協力をお願いします。

※特別支援教育…障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および支援を行うもの。

■今月の学校行事

- ・始業式 6日(金) 全小・中学校
- ・入学式 6日(金) 全小学校、9日(月) 全中学校
- ・修学旅行 18日(水)～22日(日) 富士中学校 25日(水)～29日(日) 大賀郷中学校
20日(金)～24日(火) 三原中学校

一年坊主道草を食うことを知らず

栗生純夫

大きなランドセルを背負った新入生のあどけなさとともに、目標に向かってまっすぐな子どもの気持ちが伝わってきます。4月、入学や進級を迎えた子どもたちは、新年のカレンダーを開いたときのようなすがすがしさで、それぞれの目標に向かっています。大人からはいろいろ注文があるかもしれませんが、いま、子どもが発することばや表情の中に、彼らの素直な思いを聞き取りたいものです。

学校は集団生活の場ですから、発達段階に応じた共通の目標を立て、それに向かって進みます。しかし、教室の中の一人一人には、それぞれが過ごしてきた時間があって、それぞれの経験を背負ってそこにいます。子どもに向き合う大人としては、全体を見渡す視点とともに、一人一人の子どもの動きや表情の背後にある経験について、たとえば学校の行き帰りや放課後の遊び、家族とのくらしのなかで出会った経験や感情について想像してみることで、子どもへの理解が深まり、子どもとの心の距離が縮まっていくのではないのでしょうか。

八丈町教育委員会では、学校と協力して子どもたちのすこやかな成長をサポートするための教育相談を行っています。お子さまの状況によっては、学習や生活上の困難について、特別な支援を行うこともできます。ひとりで悩むことなく、お声をかけてください。(教育相談員 伊藤 宏)

■八丈町教育相談室 電話 (2)0591 毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時

■東京都教育相談センター 電話 03(5800)8008

平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時

■東京いのちの電話 電話 03(3264)4343 (24時間)

はちじょうコミュニティ掲示板はじめます!!



八丈町で、スポーツや習い事をしたい方、すでに島内で活動していて仲間を増やしたい方に手作り掲示板を設置しました。

■掲示物貼り出しで利用の場合■

八丈町ホームページ(各課からのお知らせ⇒教育課)から規定用紙を印刷し記入するか、規定サイズ内(縦16cm×横11cm内:はがきサイズ可)自主作成し教育課または各出張所に提出してください。

【規定用紙は教育課にも設置しています(白黒のみ)】

■掲示板閲覧利用の場合■

八丈町コミュニティセンター2階に掲示板を設置していますので、開館時にご利用いただけます。

【開館時間10:00～20:30／

月曜休館ボウリング場営業時間と同じ】

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

図書館からのお知らせ



●こどものほんのへや前廊下で展示中！

2月11日、大賀郷公民館で「大人のための子どもの本の学校」(講師・長谷川義史さん)が開催されました。当日は長谷川さんがご自身の絵本を読み聞かせしたり、ウクレレを弾きながら歌を歌ったり、おはなしをしながらその場で模造紙に絵を描いたり、内容が盛りだくさんでした。

現在その絵の縮小版を、図書館で展示しています。

- ・落語「鰻屋(うなぎや)」 ・絵本「いいから いいから」
- ・八丈島うんまけもんのうた(絵本「大阪うまいもんのうた」の八丈島版です)

図書館にお越しの際はぜひ、こどものほんのへやにも足をお運びください。

●最近、こんなことがありました。

雑誌を返却しようとした時のことです。本棚に戻した雑誌の背表紙が破られていました。雑誌に貼りつけられていた付録ごと破り取られていたのです。ほかの雑誌を調べてみると、貼り付けているテープをカッターで切った跡がありました…。図書館に置いている本・雑誌・新聞などはすべて、**誰か個人のものではなく、図書館を利用するすべての皆さんのものです。**自分の後に読む方のことを思い、大切に扱ってください。

●**今月のおはなし会** 14日(土) 午前10時～11時 こどものほんのへや

●**休館日** 毎週月曜日、27日(金・館内整理日)、29日(日・昭和の日)

●**開館時間** 午前9時30分～午後5時
(閉館時の返却は、図書館入口にある返却ポストをご利用ください)

●**新着図書** *最新情報は八丈町公式サイトをご覧ください。ほぼ毎週更新しています*

『ルーズヴェルト・ゲーム』池井戸潤著 『八丈島の戦史 改訂版』山田平右エ門著

『やなせたかしのメルヘン絵本2』やなせたかし絵・文

『マグノリアおじさん』クエンティン・ブレイク作・絵

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

楽しく話して覚える英語 英会話教室生徒募集！

受講資格 八丈町に住んでいる小学生以上の方

クラス

- 学生の部……………小学生、中学生
- 一般の部(高校生含む)…初、中、上級
- ベビーママクラス……………幼児同伴可能なクラス

受講場所 三根・大賀郷・中之郷公民館

※時間・曜日によりクラスのレベルが異なります。

詳しくはお問い合わせください。

応募方法 教育課、各出張所にある申込書に記入して教育課または各出張所に提出してください。

※メールアドレスをお持ちでない方は、返信用封筒が別途必要です。(あて先を記入し、80円切手を貼ってください。)

応募締切 4月18日(水)

■問い合わせ■

教育課生涯学習係 電話 2-0797



南原スポーツ公園野球場オープン



平成21年度より工事を進めてきましたが、平成23年度での完成を迎え、平成24年4月1日より使用することが出来ます。

グラウンド面積11,750㎡、両翼92m、中堅116m、内外野人工芝の野球場で、周囲にはランニングコースや芝生広場(現在養生中)があります。

野球場使用料は1時間500円で、事前に使用申請が必要となりますので、使用したい場合は教育委員会までご連絡ください。隣接するランニングコースや芝生広場については、申請は必要ありません。平成24年4月15日(日)午前9時から午後5時までの間は、見学等ができるよう無料開放します(雨天中止)。

※安全性を考慮し、バットの使用は禁止とします。

■問い合わせ■ 教育課 生涯学習係 電話 2-0797

観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 内線267・268

あしたばまつり開催!

～世界に誇るハ丈島のあしたば～

4月15日(日) えこ・あぐりまーと

■プログラム

- ◎午後1時～4時 ●家庭菜園(先着15名様に野菜または花の苗プレゼント!)
- 押し花アート(参加費500円)
- ◎午後2時頃～ ●ひょうんはー(餅つき)体験

※観光客の皆さんには観葉植物の小鉢をプレゼント!

■問い合わせ■ えこ・あぐりまーと 電話 04996-7-1808

主な行事予定

浮き球ベースボール	南原スポーツ公園	14日(土)・15日(日)
4月 海遊魚まつり	底土漁師小屋	土・日・祝日
春の交通安全パレード	各地域	8日(日)
5月 ぱしふいっくびーなす寄港	神湊港(予定)	8日(火)
J-1グランプリ(ジギング)大会		12日(土)・13日(日)

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客(推計)		前年比
	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	
4月	6,583	6,593	782	626	7,365	7,219	5,092	4,991	2.0%
5月	7,972	8,314	1,589	1,712	9,561	10,026	9,130	9,574	▲4.6%
6月	5,312	5,610	1,275	961	6,587	6,571	4,979	4,967	0.2%
7月	9,139	9,179	2,124	2,947	11,263	12,126	8,651	9,218	▲6.2%
8月	14,330	13,120	3,959	4,805	18,289	17,925	15,399	15,093	2.0%
9月	8,566	8,782	1,516	1,372	10,082	10,154	8,403	8,463	▲0.7%
10月	6,880	7,220	997	731	7,877	7,951	5,203	5,252	▲0.9%
11月	7,606	6,758	902	1,025	8,508	7,783	5,902	5,399	9.3%
12月	7,495	7,120	599	670	8,094	7,790	4,792	4,612	3.9%
1月	6,684	6,262	634	376	7,318	6,638	4,581	4,155	10.3%
2月	6,245	6,423	382	765	6,627	7,188	3,583	3,886	▲7.8%
計	83,686	86,990	15,095	15,142	98,781	102,132	73,187	76,018	▲3.7%

※海路には23年7月、8月の大型客船寄港分が含まれています。

お知らせとお願い

近頃、町有地において管理している明日葉、フリージアの盗難が多発しています。この明日葉・フリージアは町の行事などで使うために管理していますので、摘み取りはしないでください。また、摘み取りをしている方を見かけた場合はご連絡ください。

■担当■ 産業観光課 観光商工係 内線267・268



……お知らせ掲示板……

**島外の医療機関へ通院される方への交通費一部助成について**

平成24年4月より島内の医療機関では治療できないなどの理由で島外の医療機関を受診される下記の方に対し、23年度に引き続き交通費の一部を助成しています。

助成対象者

- ①国・東京都が認める難病医療費受給者（マル都医療券を所持している方）、および小児慢性疾患医療費助成を受けている方で、その疾病のために通院する方。
- ②身体・知的・精神障害者手帳の認定を受けている方で、その障害のために通院する方。
- ③島内での治療が困難であり、島外の医療機関へ通院する必要があると島内の医師が認めた方。
- ④島外での治療が必要な未就学児に対する付添者（1名に限る）

助成額 平成25年3月31日までに13,000円を1回。証明書を発行してもらった方には証明書代を別途支給いたします。

申請の流れ

1. 島内医療機関にて証明書を発行してもらう。→2. 島外の医療機関へ通院および入院し領収書をもつ。→証明書、領収書（証明書の領収書、島外医療機関の領収書）、印鑑を持参のうえ健康課へ申請。
（ただし助成対象者①、②の方は証明書不要）

※必ず事前に島内医療機関にて証明書を発行してもらってください。事後での証明書発行はできませんのでご了承ください。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

●問い合わせ● 健康課保健係 電話 2-5570

障害者巡回相談（18歳以上対象）を実施します

東京都心身障害者福祉センターでは、巡回相談を下記の日程で実施します。

◆日時 6月20日（水）・21日（木）
（21日は午前のみ）

※予約人数によってはいずれか1日になる場合があります

◆場所 八丈町保健福祉センター 1階ホール
予約制のため、下記の日時に予約をしてください。

◆予約期間 4月23日（月）～4月27日（金）

◆受付時間

平日午前9時～午後5時
（正午～午後1時を除く）

- ご相談内容によっては、病院への受診を優先させていただきますことがあります。
- 巡回相談では医療行為（診察・治療など）は行いません。

●問い合わせ・申し込み●

健康課保健係 電話 2-5570

対象者

- ① 目（視覚）、耳（聴覚）、身体的に不自由な方（肢体不自由）で、身体障害者手帳を新規取得したい方、または上記障害の手帳所持者で程度変更を希望される方
- ② ①の対象者で補装具（義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いすなど）の新規交付を受けたい方、または過去に上記補装具の交付を受けた方で修理などの相談がある方
※ただし、介護保険法対象者（65歳以上の障害者・特定疾病による40歳～64歳の障害者）の方は車いす（標準型）の交付を除きます。
- ③ 愛の手帳（知的障害者手帳）を新規取得したい方、または上記手帳所持者で程度変更を希望される方（児童時に取得した方でも成人時の再判定が済んでない方はお申し込みください）



女性のがん検診のお知らせ

●問い合わせ●

健康課保健係（保健師） 電話 2-5570

八丈町では、より受診しやすく、より精度を高めた検診に向け、子宮がんと乳がんの検診を、別々の期日に実施します。

- * 子宮がん検診は 5 月から 9 月まで期日を定めて、年代別予約制で実施します。
- * 乳がん検診は、視触診とマンモグラフィーに加え、エコー検査を一括実施します。
検診日は平成25年 3 月 6 日（水）・7 日（木）・8 日（金）・9 日（土）の予定です。
どちらの検診も、予約受付期間を拡大して受けることができるようになりました。
詳しくは、本紙折り込みチラシをご覧ください。



5月の子宮がん検診の事前受付のお知らせ

●問い合わせ●

健康課保健係 2-5570

5 月 15 日（火）と 22 日（火）に実施する子宮がん検診の事前予約受付を、4 月 2 日（月）～20 日（金）まで、行います。（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、土・日は除く）

対象者は 20 歳～38 歳までの今年度、偶数年になる方です。

詳しくは本紙折り込みをご覧ください。健康課保健係までお問い合わせください。

日本脳炎定期予防接種について

日本脳炎の定期予防接種（保護者負担無し：無料）について、平成24年 4 月 1 日より、以下のとおり進めていくこととなりました。

- 保育園年少組・年中組、小学 2 年生・3 年生・4 年生のお子さんは集団接種を予定しています。日時が決まり次第、町より予防接種の案内をします。
- 平成 7 年 6 月 1 日～平成21年 10 月 1 日生まれの方は、予約制予防接種にて接種することができます。（※原則、3 歳になってから）
今までの接種回数や時期によって接種スケジュールが異なりますので、接種をご希望の方は健康課保健係までお問い合わせください。
- 平成 7 年 6 月 1 日～平成19年 4 月 1 日生まれの方は 20 歳になるまで（20 歳未満まで）無料で接種ができます。
- 上記以外の方で接種をご希望の方は、健康課保健係までお問い合わせください。

【予約制予防接種】

日時：毎月第 2・4 水曜日 14：30～15：00（毎月広報はちじょうに掲載しています）

会場：町立八丈病院小児科

●問い合わせ・予約受付● 健康課保健係（八丈町保健福祉センター）電話 2-5570

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成について

任意の予防接種であるヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費用について、平成24年度も公費助成（一部）を実施します。希望される方は直接町立八丈病院へ申し込みください。

公費助成対象者

八丈町に住所を有する 0 歳～4 歳までの乳幼児で、町立八丈病院で接種を行った方

公費助成の額

- ヒブワクチン 1 回につき 3,000 円
- 小児用肺炎球菌ワクチン 1 回につき 5,000 円

必要な接種回数

お子さんの年齢によって異なりますので、町立八丈病院へお問い合わせください

●問い合わせ●

【接種について】町立八丈病院 電話 2-1188 【公費助成について】健康課保健係 電話 2-5570

お知らせ掲示板（つづき）



八丈町汚泥再生処理センター完成

八丈町循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成19年度より進めてきた「八丈町汚泥再生処理センター」が完成しました。「八丈町汚泥再生処理センター」は浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式を採用、浄化槽の普及に対応した処理方式で、し尿・浄化槽汚泥の濃度を水でうすめずに前処理の段階で不純物を取り除き、汚泥と汚水を分離することで、より衛生的で安定した処理をすることができます。処理規模は1日あたり、し尿・浄化槽汚泥41kℓで処理に伴い発生する汚泥と給食センターから排出される、調理くずと残飯100kgを併せ、再生資源として堆肥を作る循環型で環境にも優しい施設です。



犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

●問い合わせ●

健康課保健係 電話 2-5570

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には、市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています。八丈町では飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行います。お近くの会場で忘れずにお済ませください。

● 狂犬病予防注射日程

4月12日（木）		4月13日（金）	
会 場	時 間	会 場	時 間
小宮山久男商店駐車場	9:00～10:00	大賀郷公民館駐車場	9:00～9:30
漁協テングサ倉庫前（護神）	10:10～10:30	大里バス停前	9:40～10:00
パパズ・イン駐車場	10:40～11:00	檜立公民館車庫	10:15～10:40
漁協神湊倉庫跡（仲屋商店前）	11:10～11:30	中之郷公民館前	10:50～11:10
旧西見バス停前	13:30～14:00	末吉公民館前	11:20～11:40
東海汽船 八重根待合所前	14:15～14:40	八丈町保健福祉センター	14:00～15:00

● 料金

◎予防注射料金 3,550円（内訳：予防注射料 3,000円 注射済票交付手数料 550円）

◎登録手数料（新規登録する犬のみ） 3,000円

● 留意事項

- ・登録および注射を受ける犬は、生後91日以上犬です。
- ・注射を受けさせる日には犬を清潔にし、会場へは犬をおさえられる方が連れてきてください。
- ・実施日に来られない方は、後日、動物病院にて接種を行ってください。
- ・新たに飼い始めた犬は、町への登録が必要ですのでお問い合わせください。

4月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝～八丈島

「かめりあ丸」・「さるびあ丸」

＜東京竹芝発 22:20＞ ＜八丈島発 10:00＞

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス（東邦航空ホームページ）

<http://www.tohoair.co.jp/shuttle/availability.php>

……詳しくは 東邦航空予約センター 電話 2-5222

問い合わせ 電話 2-5200

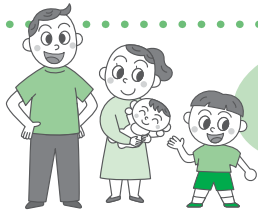
【ANA】 TEL 0570-029-222

便名	羽田発	八丈島着	機種
821	7:40	8:30	A320
823	12:15	13:10	A320
829	15:50	16:40	A320

A320	166人
------	------

便名	八丈島発	羽田着	機種
822	9:00	9:55	A320
826	14:15	15:10	A320
830	17:20	18:15	A320

	普通運賃	往復割引 (片道)
羽田＝八丈島	19,870	12,770



参加しませんか？
募集しています！

行事
催し

講座



～平成24年度地域振興に係る補助事業(第1回)の募集～

●募 集 期 間

平成24年4月2日(月)～5月7日(月)

●対象とされる事業

- ・地域振興に係る特産品に関する事業
- ・地域振興に係る観光振興に関する事業
- ・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

●補 助 対 象 団 体

- ・おおむね5名以上(島しょ在住者)で組織し、代表者・会則・名簿などのある団体など(地方公共団体は除く)
- ・島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他島しょ地域の活性化に資する取り組みを行うと認められる法人など
- ・島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は除く(中小企業等振興補助金の対象)

●事 業 の 期 間

事業開始から平成25年3月末日まで

●補 助 金 額

補助対象経費の5分の4以内で100万円(特に必要と認められる事業については200万円)を上限とする。

●申 込 方 法

所定の計画書により平成24年5月7日(月)までに企画財政課へお持ちください。

※募集案内・交付要綱は企画財政課で配布します。

■問い合わせ■

・公益財団法人東京都島しょ振興公社

電話 03-5472-6546

・企画財政課企画情報係 内線305

～平成24年度公社と共同で行う人材育成事業(第1回)の募集～

募集期間 平成24年4月2日(月)～5月7日(月)

対象事業

- ・グループなどに所属するメンバーやスタッフの技術や知識を向上させ、島を担う人材育成を目的とした人材育成事業
- ・その他、公社が認める島を担う人材育成に関する事業

対象団体

- ・おおむね5名以上(島しょ在住者)で組織し、代表者・会則・名簿などのある団体など(地方公共団体は除く)
- ・島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他島しょ地域の活性化に資する取り組みを行うと認められる法人等
- ・島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は除く(中小企業等振興補助金の対象)

事業の期間 事業開始から平成25年3月末日まで

補助金額 1事業あたり100万円を限度とする

申込方法 所定の計画書により平成24年5月7日(月)までに企画財政課へお持ちください。

※募集案内などは企画財政課で配布します。

■問い合わせ■ 公益財団法人東京都島しょ振興公社 電話 03-5472-6546

企画財政課企画情報係 内線305

臨時職員登録（一般事務補助）の募集

■登録制度および注意事項について

この制度は臨時職員として働くための希望登録です。臨時職員が必要となったときに、登録された方の中から働いていただく方を選定します。

■対象者

健康状態が良好で、町内に住所を有する方

■登録の方法

登録は随時行っています。八丈町の指定する履歴書（総務課で用意しているほか、八丈町ホームページからもダウンロードできます）に写真を貼り付けて、希望の職種（臨時事務職）などの事項をすべて記入し、総務課庶務係に持参または郵送してください。

■勤務条件など

八丈町臨時職員の任用に関する規程などによりまします。雇用の期間や時間などは雇用理由により、異なります。

■採用の方法

応募順に臨時職員希望者名簿に登録され、臨時職員を採用する部署の所属長およびその代理者が、名簿の中から適任者を選定し、面接などを実施した後に決定します。

■登録の変更や抹消について

(1) 登録内容（連絡先など）の変更や、転居などで登録を辞退される方は総務課庶務係までご連絡ください。
(2) 登録後2年間採用実績のない方は、名簿から抹消します。（引き続き登録を希望される方は再度応募してください。）

■問い合わせ ■ ☎100-1498

東京都八丈島八丈町大賀郷2345-1
八丈町役場 総務課庶務係 内線212

■八丈町ホームページアドレス■

<http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

町立八丈病院で調理業務に従事していただける方を募集します

対象者 健康状態が良好で、調理に興味のある方

選考方法 面接など

提出書類 履歴書

※履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、町立八丈病院事務局で受け取ってください。また、勤務条件など詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話 2-1188

■八丈町ホームページアドレス■ <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

町立保育園 代替職員登録受付

登録した方の中から、臨時でお願いすることになります。

◇職 種 臨時保育士 および 臨時調理員

◇必要書類 履歴書（町指定の様式）

履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、住民課厚生係で受け取ってください。

■問い合わせ・申し込み■ 住民課厚生係 内線231

■八丈町ホームページアドレス■ <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

※保育士、または調理師の資格をお持ちの方は、必ず資格証をお持ちください。

㊦㊦㊦㊦㊦㊦ 檉立・中之郷地区 敬老会 開催！ ㊦㊦㊦㊦㊦㊦

高齢者の町民の方々への感謝と長寿をお祝いする敬老会を檉立・中之郷地区で開催します。

◎日時 4月22日（日）午前11時～

◎場所 檉立地域…檉立公民館 中之郷地域…中之郷公民館

◎対象者 70歳以上（昭和18年4月1日以前に生まれた方）

■問い合わせ■ 健康課高齢福祉係 電話 2-5570

法的なトラブルのご相談は都庁の 島しょ法律相談へ

東京都では、島しょに居住される方々が、法的なトラブルに出会った時のために、電話による弁護士の無料法律相談を行っています。相談者のプライバシーは、固く守られていますので、安心してご相談ください。

●相談日時 月・水・金曜日 午後1時～4時（祝日・12月29日～1月3日の閉庁日を除く）

※当日お待たせしないために、事前の予約も受け付けています。

●事前予約 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・12月29日～1月3日の閉庁日を除く）

平成24年度（上半期）島しょ法律相談カレンダー

4月	2(月)・4(水)・6(金)・9(月)・11(水)・13(金)・16(月)・18(水)・20(金)・23(月)・25(水)・27(金)
5月	2(水)・7(月)・9(水)・11(金)・14(月)・16(水)・18(金)・21(月)・23(水)・25(金)・28(月)・30(水)
6月	1(金)・4(月)・6(水)・8(金)・11(月)・13(水)・15(金)・18(月)・20(水)・22(金)・25(月)・27(水)・29(金)
7月	2(月)・4(水)・6(金)・9(月)・11(水)・13(金)・18(水)・20(金)・23(月)・25(水)・27(金)・30(月)
8月	1(水)・3(金)・6(月)・8(水)・10(金)・13(月)・15(水)・17(金)・20(月)・22(水)・24(金)・27(月)・29(水)・31(金)
9月	3(月)・5(水)・7(金)・10(月)・12(水)・14(金)・19(水)・21(金)・24(月)・26(水)・28(金)

■予約・問い合わせ■ 東京都生活文化局広報広聴部 都民の声課 電話 03-5388-2245

東京都島しょ部における法律相談について

第二東京弁護士会では東京都島しょ部在住の方を対象とした、電話による無料法律相談を行っています。相談の実施期間は平成24年4月から9月まで毎月1回で、実施日や時間は下記のとおりです。完全予約制ですので事前に下記までお電話ください。

実施日 4月27日(金)・5月25日(金)・6月22日(金)・7月27日(金)・8月24日(金)・9月21日(金)

予約受付時間 平日午前9時15分～午後5時15分（相談日の前日午後3時までにお電話ください）

相談実施時間 各日午前10時～正午 1件あたりおおむね20分

■問い合わせ・申し込み■ 第二東京弁護士会法律相談センター 電話 03-3592-1855

東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、職員派遣による特設登記所を開設し、不動産や商業・法人の登記申請に関する相談、相続や抵当権に関する相談、その他の登記相談、各種申請書および証明請求書の受け付けを実施します。※届け出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認することをお勧めします。

日時 4月23日(月) 午後1時～4時

4月24日(火) 午前9時～正午、午後1時～4時

4月25日(水) 午前9時～正午

場所 八丈町役場建設課2階

※登記相談の受け付けは、
終了時間の30分前までです。

■問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 03-5213-1329（不動産）
法人登記部門 03-5213-1333（商業・法人）

『表示登記の日』無料相談

土地・建物の調査・測量、境界問題および不動産の表示登記の相談を受け付けます。この機会をぜひご利用ください。

●日時 4月13日(金) 午前10時～午後4時

●場所 高橋司法書士事務所 電話 2-1086
三根12-4 スカイトウン3-7

●後援 東京法務局

●相談担当

東京土地家屋調査士会 七島支部 斎藤 孝道
東京司法書士会 七島支部 高橋 富雄

SCHEDULE 2012 4月

三根 大賀郷 樫立 中之郷 末吉 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 保健所 坂上老人福祉館
 三 大 樫 中 末 保福 町病 保 上老

日	月	火	水	木	金	土
1	2 図書館休館日 コミュニティセンター休館日	3 高齢者健康教室 末 10:00～12:00	4	5	6 両親学級 1 回目 保福 13:30～15:30 高齢者健康教室 樫 10:00～12:00 小・中学校始業式 小学校入学式	7
8	9 図書館休館日 コミュニティセンター休館日 中学校入学式	10	11	12	13 両親学級 2 回目 保福 13:30～15:30	14 図書館おはなし会 10:00～11:00
春の交通安全運動 6日(金)～15日(日)「やさしさが 走るこの街 この道路」						
15	16 高齢者健康教室 三 10:00～12:00 図書館休館日 コミュニティセンター休館日	17 1歳6か月児健診 保福 13:15～13:45受付 こども心理相談 保福 9:00～16:00	18 すくすく相談 保福 9:30～11:30	19 両親学級 3 回目 保福 13:30～15:30	20	21
22 敬老会 樫 中 11:00～	23 図書館休館日 コミュニティセンター休館日	24 3～4か月乳児・産婦健康診査 保福 13:15～13:45受付	25	26 両親学級 4 回目 保福 13:30～15:30	27 4歳児歯科健診 保福 9:15～10:00受付 図書館休館日	28
29 昭和の日 図書館休館日	30 図書館休館日					

町立病院 臨時診療日

(受付時間／8:00～11:00)

	診療日	診療時間
耳鼻咽喉科	4月23日(月)～27日(金)	9:00～
糖尿病教室	4月4日(水)	8:30～

※初めて町立八丈病院にかかる方は、午前8時30分からの受け付けとなります。

温泉休業日

	休業日
ふれあいの湯	2日(月) 9日(月) 16日(月) 23日(月)
みはらしの湯	3日(火) 10日(火) 17日(火) 24日(火)
ザ・BOON	4日(水) 11日(水) 18日(水) 25日(水)
やすらぎの湯	5日(木) 12日(木) 19日(木) 26日(木)

4月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

三根

日	月	火	水	木	金	土
1	2 金属	3 燃・害	4 資源 古着	5	6 燃・害	7
8	9 金属	10 燃・害	11 資源	12 びん	13 燃・害	14
15	16 金属	17 燃・害	18 資源	19	20 燃・害	21
22	23 金属	24 燃・害	25 資源	26	27 燃・害	28
29	30 金属					

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃・害	3 資源 古着	4	5 燃・害	6 金属	7
8	9 燃・害	10 資源	11	12 燃・害	13 金属	14
15	16 燃・害	17 資源	18	19 燃・害 びん	20 金属	21
22	23 燃・害	24 資源	25	26 燃・害	27 金属	28
29	30 燃・害					

樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃・害	3	4 資源 古着	5 燃・害	6 金属	7
8	9 燃・害	10	11 資源	12 燃・害	13 金属	14
15	16 燃・害	17	18 資源	19 燃・害 びん	20 金属	21
22	23 燃・害	24	25 資源	26 燃・害	27 金属	28
29	30 燃・害					